

一般社団法人日本ろう者サッカー協会処分手続規程

(目 的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本ろう者サッカー協会（以下「本協会」という。）が担うデフフットボールの普及及び競技力の向上という重要な役割を鑑み、本協会の法令順守及び事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止及びスポーツにおける暴力行為等の根絶を図り、もって本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的として定める。

(適用範囲)

第2条 本規程は、以下へ定める者に適用する。

- (1) 本協会の社員、理事及び監事（以下「役員等」という。）
- (2) 本協会の事務局員（以下「職員」という。）
- (3) 本協会に登録する強化指定選手（以下「選手」という。）
- (4) 本協会に登録する強化スタッフ（以下「スタッフ」という。）
- (5) その他、本協会主催の競技会、強化合宿等に参加する者

(違反行為)

第3条 違反行為とは、前条に規定した者が行う次のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 正当な理由なく本協会及び本協会傘下チームの指示命令に従わなかったとき。
- (2) 正当な理由なく本協会及び本協会傘下のチームが主催する強化合宿等に参加しなかったとき。
- (3) 本協会及び本協会傘下チームの名誉又は信用を毀損する行為を行ったとき。
- (4) 本協会及び本協会傘下チームに対する背任行為により本協会及び本協会傘下チームに損害を与えたとき。
- (5) 暴力行為、セクシュアル・ハラスメント又はパワー・ハラスメントなどをはじめとする不法行為を行ったとき。
- (6) その職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束したとき。
- (7) 方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与したとき。
- (8) 補助金等の不正受給、脱税、その他不正な経理に関与したとき。
- (9) 法令又は本協会及び本協会傘下チームの定める諸規程に違反したとき。

(違反行為に対する処分の種類・内容)

第4条 本協会は、前条の違反行為を行った者に対して、違反行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行うことができる。

(1) 役員等に対する処分

- (ア) 口頭による注意を行い戒める (戒告)
- (イ) 文書による注意を行い戒める (譴責)
- (ウ) 有給の場合は一定の期間に一定の割合の減額をする (減給)
- (エ) 下位の役職へ移行させる (降格)
- (オ) 理事会において懲戒免職の決議をして速やかに社員総会を招集して解任請求を行う (懲戒免職)

(2) 職員に対する処分

- (ア) 口頭による注意を行い戒める (戒告)
- (イ) 文書による注意を行い戒める (譴責)
- (ウ) 有給の場合は一定の期間に一定の割合の減額をする (減給)
- (エ) 一定期間の業務を停止し期間中の報酬等を支払わない (出勤停止)
- (オ) 下位の役職へ移行させる (降格)
- (カ) 論旨により退職願いを提出させるが応じないときは解雇する (論旨退職)
- (キ) 予告期間を設けることなく即時に免職する (懲戒解雇)

(3) 選手、スタッフに対する処分

- (ア) 口頭による注意を行い戒める (戒告)
- (イ) 文書による注意を行い戒める (譴責)
- (ウ) 本協会主催の競技会及び強化合宿等への参加や立ち入りを禁止または制限する (参加・立入制限)
- (エ) 本協会登録者としての資格を一定期間または無期間停止する (登録資格の停止)
- (オ) 本協会登録者としての資格を永久に剥奪する (登録資格の剥奪)

(4) その他、本協会主催の競技会、強化合宿等の活動に参加する者

- (ア) 口頭による注意を行い戒める (戒告)
- (イ) 文書による注意を行い戒める (譴責)
- (ウ) 本協会主催の競技会及び強化合宿等に参加する資格を永久に剥奪する (参加資格の剥奪)

(処分の原則)

第5条 本協会は、処分に際しては、これを中立、公正かつ迅速に行う。

(刑事裁判等との関係)

第6条 処分の対象となる違反行為について、その対象者が刑事裁判その他本協会以外の処分を受けたとき又は受けようとするときであっても、本協会は同一案件について、適宜にその違反者を処分することができることとし、本規程による処分は、当該違反者が同一又は関連の違反行為に関し、重ねて本協会以外の処分を受けることを妨げない。

(違反者の処分の解除)

第7条 無期の登録資格停止処分を受けたものは、処分開始日から3年以上を経過した後、以下の手続きにより、処分の解除を申請することができる。

- (1) 処分を受けたものは、本協会の代表理事（以下「会長」という。）に対し処分解除申請書及び反省または嘆願の書面を提出する。
- (2) 会長は、倫理委員会に前号の書類一式を回付する。
- (3) 倫理委員会は、処分解除申請者を聴聞のうえ、解除相当と判断した場合、その旨を会長に答申する。
- (4) 会長は、理事会の決議を経て処分解除を決定する。

(通報相談窓口の設置)

第8条 本協会は、本規程第2条に規定する者による違反行為の通報相談を受付けるため、通報相談窓口を協会事務局内に設置する。

(通報相談窓口の利用者の範囲)

第9条 通報相談窓口の利用者（以下「窓口利用者」という。）は、本規程第2条に規定する者とその者との間に一定の利害関係を有する者とする。

(通報相談窓口の利用方法)

第10条 通報相談窓口の利用方法は、電子メール、書面、面会を原則とする。

(守秘義務)

第11条 通報相談窓口の担当者及びその事務に携わる者は、通報相談窓口に寄せられた通報にかかる事実を秘密として保持しなければならない。

- 2 窓口利用者や被害者本人が通報相談事項について事実調査を希望する場合、事実調査及び処分審査に必要な範囲内で、本人の同意を得たうえで個人情報秘密として扱わないものとするが、窓口利用者や被害者等のプライバシーに最大限の配慮をする。

(不利益取扱の禁止)

第12条 本協会は、通報相談窓口を利用したことを理由として窓口利用者に対し不利な取り扱いを行わない。

(処分手続)

第13条 本協会は、本規程第2条に規定する者（以下「対象者」という。）が本規程第3条に規定する行為（以下「本事案」という。）を行った疑いあるいは現に認められるときは会長の宣言により倫理委員会を発足し、次の定めに従い処分手続を執り行うこととする。

- (1) 会長が委員長へ就任し、委員を指名する。（会長が対象者の場合は専務理事が就任する）
- (2) 委員長は、本事案に対する調査等を事務局長へ依頼し、事務局長は調査員に就任する。（事務局長が対象者の場合は委員長が指名する理事が行う）
- (3) 調査員は、本事案に関する情報等の収集及び整理を行い、必要に応じて顧問部会に対し諮問する。
- (4) 調査員は、前項の結果を倫理委員会へ報告する。
- (5) 倫理委員会は、調査員からの調査結果にもとづき協議し、対象者に対する処分案に係る答申書を以下の事項を含み作成し、理事会へ提出する。
 - (ア) 対象者の表示
 - (イ) 処分内容（処分を不相当とする場合はその旨を記載）
 - (ウ) 処分の対象となる違反行為にかかる事実
 - (エ) 処分の理由
 - (オ) 処分手続の経過

(処分の決定)

第14条 理事会は、前条第5項の答申を受けたときはすみやかにその処分案について協議及び審議し、処分仮決定を行う。

2 会長は、前項の決定にもとづき対象者に対して以下の事項を記載した書面をもって処分仮決定内容を通知し、倫理委員会へ聴聞会の実施を依頼する。

- (1) 審査対象者
- (2) 処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）
- (3) 処分の対象となる違反行為にかかる事実
- (4) 処分の手続の経過
- (5) 処分の理由
- (6) 処分の年月日

- 3 倫理委員会は、前項の依頼にもとづき聴聞会を執り行い、対象者に弁明の機会を設ける。
- 4 倫理委員会は、前項の聴聞会で聴取した内容を理事会へ報告する。
- 5 理事会は、処分仮決定の妥当性について協議し、対象者へ処分決定通知を通告する。
- 6 処分の決定は、前項の通知が審査対象者に到達したときに効力を生じる。但し、役員等に対する処分の決定はその限りでない。

(処分に対する不服申立)

- 第15条 象者は、前条第5項の決定に対して不服があるときは、同定めにもとづく通知を受けたときから1か月の間に、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に仲裁の申立手続を行い、同機構が定めるスポーツ仲裁規則にもとづいて執り行われる「スポーツ仲裁※」によって解決するものとする。※<https://www.jsaa.jp/guide/sports/p03.html>
- 2 本協会は、前項の申し立てをしたことを理由として、第1項の審査対象者に対して処分決定以外の不利益な取り扱いをしてはならない。

(改 廃)

- 第16条 本規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

付 則

本規程は、2018年1月1日より施行する。

本規程は、2021年12月30日に改定し2022年1月1日より施行する。